

動薬協会発 223 号
平成 31 年 3 月 14 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（30 消安第 6089 号）がありましたので、お知らせします。

30 消安第 6089 号
平成 31 年 3 月 13 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただき、引き続き、豚コレラ等の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく申し上げます。

写

30 消安第 6089 号
平成 31 年 3 月 13 日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝いたします。

このことについては、「豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について」（平成 31 年 2 月 25 日付け 30 消安第 5652 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、豚コレラを疑う異常豚が確認された場合に、迅速かつ確実に獣医師又は所有者から家畜保健衛生所へ届出がなされるよう、口蹄疫等と同様に家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条の 2 第 1 項の農林水産大臣が指定する症状に指定する旨通知しましたが、別添のとおり本日付けで官報に掲載されましたのでお知らせいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、今回規定した症状が飼養豚において確認された場合に、家畜保健衛生所への届出が遅滞なく行われるよう、豚等を飼養する生産者、関係団体、農場で診療を行う獣医師及び市町村等の関係機関に周知の上、地域一体となって、豚コレラ等の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

官報

(号外)
獨立行政法人國立印刷局

(号外第 47 号)

官報

1 平成 31 年 3 月 13 日 水曜日

目次

(告 示)

○家計調査規則に基づき、調査票の様式を定める件の一部を改正する件
(総務八二)

○家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件の一部を改正する件 (農林水産五一八)

○建築基準法の規定に基づき指定確認検査機関の指定等をした件
(国土交通三四五)

○都市計画に関する件

(近畿地方整備局二八〇三四)

○道路に関する件 (同三五)

○道路に関する件

(九州地方整備局二八、二九)

(公 告)

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続終了決定関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

税理士登録者、日本弁護士連合会裁

決関係

地方公共団体

行旅死亡人、法人の所在不明理事へ

の申出の催告関係

会社その他

会社決算公告

告 示

○総務省告示第八十一号
家計調査規則(昭和五十年総理府令第七十一号)第五条第一項の規定に基づき、調査票の様式を定めたので、同条第二項の規定に基づき、平成三十三年総務省告示第五百七十一号(家計調査規則に基づき、調査票の様式を定める件)の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月十三日

総務大臣 石田 真敏

○農林水産省告示第五百十八号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条の二第一項の規定に基づき、平成三十一年三月十三日
 項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 平成三十一年三月十三日
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 吉川 貴盛

改正後

改正前

<p>一家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。</p>	家畜の種類	症	状	備考(対象とする家畜伝染病)
	(略)	(略)	(略)	(略)
豚及びいのし	鹿	耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合)にあつては、同一の畜舎内)において、次のいずれかの症状を示す家畜が当日及びその前六日の七日間に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかなる場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかなる場合はこの限りでない。	豚コレラ又はアフリカ豚コレラ
		一 摂氏四十度以上の発熱、元氣消失又は食欲減退があること。		
		二 便秘又は下痢があること。		
		三 結膜炎があること。		
		四 歩行困難、後軀麻痺又はけいれんがあること。		
		五 削瘦、被毛粗剛又は発育不良(いわゆる「ひね豚」)があること。		
		六 流死産等の異常産の発生があること。		
		七 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること。		
		同一の畜舎内において、当日及びその前六日の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養衛生管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかなる場合は、この限りでない。		

<p>一家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。</p>	家畜の種類	症	状	備考(対象とする家畜伝染病)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

○国土交通省告示第三百四十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第二項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十三日
国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

血液検査を実施した場合において、同一の畜房内(一)の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜に白血球数の減少(血液ニマイクログリットル中一万個未満)又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものが明らかかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかかな場合はこの限りではない。	(新設)
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

改正後

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
五	日本E R 株式会社	(略)	(略)	(略)	イからワ (略) 新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番十号ヨからエ (略)	(略)	(略)

改正前

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
五	日本E R 株式会社	(略)	(略)	(略)	イからワ (略) 新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通一丁目四番十号ヨからエ (略)	(略)	(略)

○近畿地方整備局告示第二十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十三日
近畿地方整備局長 黒川純一良

一 施行者の名称 兵庫県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十一年建設省告示第千六百五十八号阪神間都市計画下水道事業猪名川流域下水道
三 事業施行期間 自昭和四十一年十一月七日至平成三十七年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第二十九号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十三日
近畿地方整備局長 黒川純一良

一 施行者の名称 兵庫県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成十八年近畿地方整備局告示第百四十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線
三 事業施行期間 自平成十八年八月八日至平成三十一年八月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

写

30 消安第 5652 号
平成 31 年 2 月 25 日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝いたします。

昨年 9 月より、国内で発生している豚コレラ（以下「本病」という。）について、本日開催した第 5 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会において、7 例目から 10 例目までの発生農場に対する疫学調査結果について報告されました。その中で、これまでの発生農場で認められた症状や感染試験の結果を踏まえ、家畜の所有者等は早期に家畜保健衛生所に通報を行うとともに、速やかに検査を実施するよう再度徹底が必要である旨、提言されています。

現行の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）では、豚の所有者や獣医師（以下「所有者等」という。）から異常豚の通報等があった際に、家畜保健衛生所が豚コレラを疑うべき症状については明記していますが、所有者等が豚の異常を確認し、自ら家畜保健衛生所へ通報する症状については明示的に定めていませんでした。家畜保健衛生所への通報の遅れは、本病の防疫措置を遅らせ、本病をまん延させる可能性が非常に高く、さらに、アフリカ豚コレラが、万が一国内に侵入した際の発見の遅れにもつながります。

このため、当省としましては、本病及びアフリカ豚コレラが疑われる異常豚が確認された場合に、所有者等から家畜保健衛生所に直ちに通報がなされるよう、口蹄疫等と同様に、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 の 2 第 1 項の規定に基づく、農林水産大臣が指定する症状（以下「特定症状」という。）を別添 1 のとおり定め、3 月中旬に施行すべく、告示改正等の所要の進められているところ

です。
貴職におかれましては、現在の国内での発生状況等を踏まえ、改正作業が終了するまでの間においても、別添 1 の資料に示す、いずれかの異常豚等が確認された場合に、直ちに通報されるよう、貴都道府県下の豚等飼養農場、関係機関に対し周知いただくよう、御指導方よろしく願いいたします。

また、本件については、防疫指針に反映する作業を併せて進めておりますが、それまでの間の都道府県における運用は、別添 2 のとおりとしますので、併せて御確認の上、適切な対応方よろしく願いいたします。

豚コレラの特特定症状は、以下の表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	対象とする家畜伝染病
豚及び いのしし	耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	豚コレラ及び アフリカ豚コレラ
	<p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 摂氏 40 度以上の発熱、元氣消失、食欲減退 (2) 便秘、下痢 (3) 結膜炎（目やに） (4) 歩行困難、後軀麻痺、けいれん (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」） (6) 流死産等の異常産の発生 (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便</p>	
	<p>同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1 万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p>		

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状の運用について

○ 適用地域：全国

※ 現在、豚コレラは岐阜県及び愛知県で発生している他、その他3府県で発生が確認されており、地域は現局しているが、アフリカ豚コレラの侵入リスクも踏まえれば、その他の都道府県における両疾病の発生リスクも非常に高いと言わざるを得ない。

○ 通報を受けた都道府県の対応

以下のとおりとする。ただし、今後の都道府県の実施、運用状況等を踏まえ、必要に応じて再検討を加える。

- (1) 獣医師又は農場管理者から通報を受けた際の家畜保健衛生所の立入検査においては、農場の平時の状況、常在疾病の有無等を踏まえた上で農場全体を観察する。その上で、特定症状に該当する異状が認められた場合には、異状が認められた個体及びその同居豚を中心に10頭程度(10頭未満の場合は全頭)を体温測定し、採血する。その際、必要に応じて、死亡豚を家保へ持ち帰る。なお、農場に対しては、通報時、農場からの聞き取り情報に応じて移動の自粛を要請する。
- (2) 群全体の状況として、40℃以上の発熱に加え、1万個未満/ μ lの白血球減少が認められる場合には、農水省に報告するとともに、豚コレラ防疫指針第4の5の(1)に基づく検査(PCR検査、エライザ検査及び蛍光抗体法(死亡豚を持ち帰っている場合))を実施する。当該結果に応じて、家畜伝染病予防法第32条の第1項により移動を制限する。また、(1)において死亡豚を持ち帰っていない場合は、動物衛生課と協議の上、再度農場に立入り、農場主の同意を得て、発症豚の殺処分を行い、解剖検査、蛍光抗体法を実施する。この際、解剖写真・剖検所見について動物衛生課へ送付する。
- (3) 特に、アフリカ豚コレラについては、アフリカ豚コレラ防疫指針第3に基づき、解剖検査において、アフリカ豚コレラの特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められる場合には、農研機構動物衛生研究部門の意見を踏まえた上で検体を同研究部門に送付する。
- (4) なお、家畜保健衛生所においては、平時より農場の常在疾病等の衛生状況を把握しておくことが重要であり、と畜データ等も活用した農場情報の蓄積に努める。